



道路事業予定地の 一時貸付募集要項

横 浜 市 道 路 局

－ 目 次 －

I	概要	… 3
II	貸付内容（条件等）について	… 3
III	物件の下見について	… 5
IV	応募について	… 5
V	借受人の選定基準	… 6
VI	契約方法等について	… 7

資料

契約書見本	… 9
募集要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先	… 18

I 概要

横浜市では、保有資産の有効活用及び財源確保の一環として、道路事業予定地について、事業着手までの間、公募による貸付を実施します。

なお、当事業による歳入は、道路等の維持管理費等に充当します。

1 貸付物件（土地）

物件の詳細は、市ホームページに掲載の「貸付物件一覧」のとおり。

2 公募のスケジュール

（1）申込期間

毎月 1 日から 10 日の 17 時まで。（10 日が閉庁日の場合は、翌開庁日の 17 時まで。）

複数の申込があった場合は、「V 借受人の選定基準」により、借受人を選定します。

申込期間中にお申し込みがない場合は、11 日から末日までの間、先着順で受け付けます。

（2）手続き期間

申込から貸付開始までには、おおむね 2 か月を要します。

（貸付料の納付等にかかる期間を含みます。）

（3）手続きの流れ

手続きの大まかな流れは、別紙「手続き案内チラシ」をご参照ください。

なお、詳細については、本募集要項をご確認ください。

II 貸付内容（条件等）について

1 貸付期間

（1）貸付期間

1 年以内で本市の定める期間とします。

貸付けに係る準備期間及び期間満了にともなう原状回復期間も貸付期間に含みます。

（2）貸付期間の更新

原則として更新はできません。ただし、本市が道路事業等に支障がないと判断した場合に限り、1 度のみ更新することができます。

2 貸付料

（1）決定方法

本市の基準により算出した時価とします。

月額によるものとし、貸付期間が 1 か月に満たないとき又は貸付期間に 1 か月未満の端数があるときは、1 か月を 30 日とした日割りをもって計算します。

（2）納付方法

本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに納付してください。

3 貸付可能な用途と利用条件

原則として平面的かつ道路事業に影響を及ぼさない範囲において、貸付可能とします。

（1）（2）～（6）の用途共通の条件

ア 「VI 契約方法等について 1 契約保証金」に定める契約保証金を納めることとします。

イ 土地の返還時に、市に対して代替地の提供を求めるることはできません。

ウ 土地を分割して使用することも可能とします。ただし、単独利用可能な面積を残して分割する場合、当該残地が不整形又は無道路となる分割は原則不可とします。

また、残地過少等の場合は、当該残地を借受人の管理範囲とする場合があります。

その場合は、管理範囲の定期的な維持保全（維持修繕、清掃、除草等）に努め、良好な状態に保つよう管理してください。

なお、管理範囲については、貸付用途での使用はできません。

エ 貸付範囲及び管理範囲の雑草、飛砂、大雨による道路への冠水等、近隣からの陳情には借受人が責任を持って対処してください。

オ 駐車場、資材置場等、排気ガスや騒音、粉塵等で近隣の迷惑になる可能性がある場合は、事前に近隣住民等への説明を行い、理解を得てください。

カ 次の（ア）～（カ）に該当する使用は出来ません。

（ア）産業廃棄物の集積場所等、悪臭・騒音・振動・土壤汚染・有毒ガス等の近隣環境を著しく損なう恐れのある使用

（イ）政治的又は宗教的用途

（ウ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員等の事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途、また、同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれのあると認められる用途

（エ）都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令、要綱等に違反する用途

（オ）その他本市が適さないと判断した用途

（カ）第三者をしてアからオの用途に使用させること

（2）駐車場

月極・時間貸・店舗の駐車場・従業員用駐車場・個人の駐車場等利用形態は問いませんが、平置き駐車場としてください。

（3）花壇・菜園

ア 草花等を土地に直接植えるもの、プランター等を使用するもの等、利用形態は問わず可能とします。ただし、樹木等の撤去が困難な植物を土地に直接植えることは不可とします。

イ 個人での利用とし、貸し農園の運営や直売所等の併設は不可とします。

（4）資材置き場

ア 民間の工事に伴う資材置き場や近隣企業の資材の仮置き場での利用とします。

イ 騒音・振動・砂埃等を伴う可能性がある場合は、近隣環境を損なわないよう配慮するとともに、近隣への事前説明等により理解を得てください。

（5）物品等保管庫

ア コンテナ・物置等、撤去が容易なものとします。

イ 一般的なレンタル物置の運営、個人や企業等の資料・物品の一時保管等、物品等を収納する目的での利用とします。

ウ 作業場、事務所等、人が常駐する利用形態は不可とします。

（6）工事の仮設現場事務所・モデルルーム

ア 使用期間が明確なもので、プレハブ、コンテナ等の撤去が容易なものとします。

イ 仮設現場事務所の使用期間は、当該工事に必要な期間とし、工事の施工計画等で確認します。

ウ モデルルームの使用期間は1年以内とします。

エ 居住目的、店舗等での使用は不可とします。

4 貸付方法

- （1）契約は、原則として建物の所有を目的とする土地の賃貸借ではなく、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。なお、貸付可能な用途の範囲内に建物に相当する物件を建築する場合には、同法第25条の規定に基づく一時使用目的の賃貸借契約となります。
- （2）貸付物件は、現状有姿での貸付けとなります。したがって、工作物（ブロック塀、フェンス、

排水施設、舗装)などを含むものとし、越境物や占有物などがある場合についても現状有姿のままでお貸しすることになります。

5 禁止事項

(1) 使用目的・用途の変更の禁止

貸付地を約定した使用目的以外に使用することはできません。

(2) 転貸・権利譲渡等の禁止

貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等をすることはできません。

なお、時間貸し及び月極駐車場は転貸とは解釈しないものとします。

(3) 仮設物などに賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定することはできません。

(4) 貸付財産の現状変更の禁止

あらかじめ市から書面による承認を受けた場合を除き、契約で定めるもの以外の建物その他工作物の設置や貸付地の現状を変更することはできません。

6 貸付期間終了時の条件

借受人は貸付期間が満了したとき、又は「II 10 契約の解除」により契約を解除された場合は、直ちに自己の負担で貸付物件を原状又は市が指示する状態に回復して市に返還しなければなりません。

この場合、借受人は市に対し、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求をすることができません。

また、借受人は物件の返還にあたり、市に「公有財産返還届」を提出するものとします。

7 借受人の義務

(1) 調査協力義務

使用状況等を把握するため、本市は隨時に貸付物件を実地調査し、又は借受人に対して必要な報告を求めることができるものとします。この場合、借受人はこれに協力していただかなければなりません。

(2) 損害賠償義務

ア 借受人の故意又は過失で市に損害が発生した場合、その損害を賠償すること。

イ 貸付物件が借受人の責めに帰すべき事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、本市が借受人に代って賠償の責めを果した場合は、借受人に求償ができるものとします。

(3) その他

ア 借受人は、善良なる管理者の注意をもって貸付物件を使用・管理し、契約目的に沿った使用をしていただきます。

イ 借受人には、貸付物件の使用に伴う一切の責任があります。貸付期間中は借受人が物件全体の管理責任を負うものとし、その維持管理に必要な費用は借受人の負担とします。

ウ 借受人は、市が貸付物件の管理上必要な事項を借受人に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。

エ ア～ウについて、土地を分割して使用する場合で、市から管理範囲を指定された場合も同様とします。

オ 借受人は、貸付物件の使用にあたっては、近隣住民の迷惑とならないよう、十分配慮してください。

カ 借受人は、貸付物件について、契約期間中に現状変更等をしようとする場合は、「現状変更承認申請書」等を提出し、許可がなされた場合のみ作業等を実施することができます。

8 違約金

借受人は、契約期間中に次の事由が生じた場合は、それぞれに定める金額を違約金として支払わなければなりません。

- (1) 「II 7 借受人の義務」に違反した場合
　　貸付物件の時価の 3 %に相当する額
- (2) 「II 3 貸付可能な用途と利用条件～II 5 禁止事項」に違反した場合
　　貸付物件の時価の 9 %に相当する額
- (3) 「II 6 貸付期間終了時の条件」に違反した場合
　　貸付料相当額の 3 倍の額

9 引き渡し

契約期間の初日に、現状有姿で貸付物件の引き渡しを行ったものとします。

10 契約の解除

次の各号に該当するときは、契約を解除することができます。また、この場合、市又は第三者に損害を与えたときは、全て借受人の責任でその損害を賠償しなければなりません。

- (1) 借受人が「II 3 貸付可能な用途と条件、II 5 禁止事項」に記載の事項に違反、あるいは、「II 7 借受人の義務」に記載の義務を果たさない場合。
　　この場合、納入済の貸付料の返還はいたしません。
- (2) 市が貸付物件を、公用又は公共用に供するため必要とするとき。
　　この場合、納入済の貸付料については、未経過期間にかかる貸付料が 1,000 円以上の場合には、返還します。

III 物件の下見及び質問と回答について

1 物件の下見

物件の下見は原則として省略します。下見を希望される場合は、電話若しくはEメールで道路局事業推進課まで連絡をお願いします。

2 本要項に関する質問と回答

質問の受付期間は設けません。本要項における一般的な質問については、適宜受付け、回答します。連絡先は、末尾の「募集要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先」のとおりです。

IV 応募について

1 応募資格

- 応募者は個人、団体及び法人とします。ただし次に掲げる者を除きます。
- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
 - (2) 契約条項に違反し、この事実があった後 2 年を経過しない者。
 - (3) 正当な理由なく契約を締結せず、この事実があった後 2 年を経過しない者。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に該当する暴力団及びその構成員
 - (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 8 条第 1 項各号に該当する団体、その役職員及び構成員。
 - (6) その他、借受人として適さないと判断される者。

2 応募方法

応募期間内に、応募に必要な書類を各1部用意し、道路局事業推進課へ郵送、持参またはEメールで提出してください。

(1) 受付期間

毎月1日から10日まで。(10日が閉庁日の場合は、翌開庁日まで。) **※必着**

(ただし、持参の場合は、祝日・休日・年末年始を除きます。)

複数の申込があった場合は、一時貸付募集要項に記載の選定基準により、借受人を選定します。

申込期間中にお申し込みがない場合は、11日から末日までの間、先着順で受け付けます。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除きます。)

(3) 受付場所

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市道路局事業推進課 貸付担当

メール: do-yochikatsuyo@city.yokohama.lg.jp

(4) 応募に必要な書類

ア 公有財産貸付申請書

イ 事業計画書(駐車場、物品等保管庫、資材置き場、現場事務所、モデルルームなどの使用で、事業用の場合)

ウ 土地利用計画書(土地の利用の仕方に関する図面等の資料)

※ フェンス等の構造物を設置又は撤去するなど現状変更等をしようとする場合は、土地利用計画書にその内容を記載してください。

エ 使用前の写真(貸付終了時に、原状回復の参考とします。土地全体の状況が分かるように撮影してください。複数枚添付可。)

(5) 注意事項

上記以外の資料等の提出を求めることがあります。また、提出された書類は、返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

なお、書類作成等は応募者の負担により行うものとします。

※ 提出された応募書類は、応募資格の判断のための調査・照会資料として使用します。

(5) 応募後の調査等について

応募後、事業計画等についてヒアリングを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

V 借受人の選定基準

1 選定について

申込内容等についての審査を行います。

2 審査方法

期間内に申込を済ませた応募申込者を対象に、審査を行います。

(1) 審査は、提出された書類を元に行います。

(2) 応募内容が本要項の諸条件等を満たさない場合は審査の対象としません。

3 選定における順位等

(1) 1物件に対する申込みが1者の場合には、当該申込者を借受人として決定します。

(2) 1物件に対する申し込みが2者以上の場合で、貸付の範囲、貸付期間等により全員に貸付可

能な場合は、全員を借受人として決定します。

- (3) 1物件に対する申し込みが2者以上の場合で、全員に貸付ができない場合は、貸付料が最高額となる申込者を借受人として決定します。
- (4) 1物件に対する申し込みが2者以上の場合で、条件が同一となる場合には、くじ又は抽選の方法により借受人を決定します。

VI 契約方法等について

1 契約保証金

契約保証金は、月額貸付料の3か月分に相当する金額とし、契約時までに、本市が発行する納付書により納付することとします。ただし、以下を全て満たす場合には、本市の判断により、契約保証金を認めさせないことができるものとします。

- (1) 駐車場または花壇・菜園での利用において、工作物を設置せず、現状のまま利用する場合
- (2) 貸付料を貸付期間の初日までに全額納付する場合

2 連帯保証人

原則、連帯保証人を立てることとします。ただし、貸付料を貸付期間の初日までに全額納付する場合は、本市の判断により、連帯保証人を立てさせないことができるものとします。

3 公有財産賃貸借契約書の締結

借受人は、本市の定める様式により、公有財産賃貸借契約書を締結していただきます。なお、契約書に貼付する収入印紙に要する費用（200円）は、借受人の負担となります。

- ・ 公有財産賃貸借契約書（例）参照

※ 公有財産賃貸借契約書（例）は標準的な契約条項を示していますので、必要により契約条項を調整することができます。

4 貸付料の支払い

本市の発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに、支払うこととします。納期限までに支払いがされなかった場合は、遅延損害金が発生します。

5 物件の返還

- (1) 借受人は通常の使用に伴い生じた貸付物件の損耗及び経年変化を除き、貸付期間が満了するまでに、貸付物件を原状または市の指示する状態に回復しなければなりません。
- (2) 借受人は、物件を原状または市の指示する状態に回復した場合は、市職員による確認を受けるものとします。
- (3) 借受人は物件の返還にあたり、「公有財産返還届」を提出してください。

公有財産貸付申請書

令和 年 月 日

横浜市長

申請人 〒

住所

氏名

(法人の場合は
法人名及び代表者名)

担当者

T E L

メール

次のとおり公有財産の貸付けを願いたく、関係書類を添えて申請します。

種別	土地	新規・継続
表示	区 町 丁目 番	
	地目	使用面積 m^2
使用目的		
理由		
希望貸付期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
貸付料	指示のとおり	
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・土地利用計画書・使用前の写真	
特記	私は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者、のいずれでもないことを誓約します。	

(裏面あり)

連帯保証人	<p>以下のいずれかにチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>以下の者を連帯保証人とします。</u></p> <p>住所 :</p> <p>氏名 :</p> <p>※連帯保証人についても、契約書への押印が必要です。</p> <p>※連帯保証人は、貸付料の年額に相当する固定資産又は所得を有する方でなければなりません。</p> <p>※連帯保証人は、原則、横浜市内に住所を有する方としてください。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>貸付料を貸付開始日の前日までに全額納付することを誓約します。</u></p> <p>※この場合、本市の判断により、連帯保証人を不要とできる場合があります。</p>
-------	---

公有財産賃貸借契約書（見本）

貸付人横浜市（以下「甲」という。）と借受人_____（以下「乙」という。）は、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

- 第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとし、範囲は図に示す通りとする。

所	在	区分	数量
			m ²
計			m ²

（使用目的）

- 第3条 乙は、貸付物件を申請書に記載した使用目的及び利用計画書のとおりの一時使用を目的とした用途（_____）に自ら使用しなければならない。
- 2 乙は、本契約が都市計画道路〇〇線の整備着手までの間の暫定的な使用に限るものであることを理解し、事業の妨げになることがないよう、甲の指示に従い、利用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとする。

- 2 本契約は、原則として更新しないものとする。ただし、甲が認めた場合に限り、1度のみ更新することができる。
- なお、乙は更新を希望する場合は、前項に定める貸付期間が満了する2か月前までに、甲に対し、書面により申し込まなければならない。
- 3 前項の規定により、契約を更新する場合の貸付料は、再度、本市の基準により算出した時価とする。

（貸付料）

第5条 貸付期間にかかる貸付料は、金_____円（月額_____円／非課税）とする。

【貸付期間が1か月未満の場合】

貸付期間にかかる貸付料は、金_____円（月額_____円）とする。

(うち消費税及び地方消費税相当額 金 円 月額 円)

(貸付料の納付)

第6条 乙は、前条に定める貸付料を甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までに納付しなければならない。

(貸付料の納付の遅延に伴う違約金)

第7条 乙は、第5条に定める貸付料を甲の定める納付期限までに納付しない場合は、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について年14.6%の割合を乗じて計算した金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項に定める違約金の計算において、年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 前2項に定める違約金の計算において、納付すべき金額に1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てるものとし、納付すべき金額が2,000円未満である場合はその全額を切り捨てる。
- 4 前3項により計算した違約金の額に100円未満の端数がある場合にはその端数を切り捨てるものとし、違約金の額が100円未満である場合にはその全額を切り捨てる。

(貸付料の改定)

第8条 経済情勢の変動、その他の事情により特に必要があると認められた場合には、甲は貸付料を改定することができる。

【貸付料に消費税及び地方消費税相当額が含まれる場合は以下の項を追加】

- 2 本契約は、消費税率に関する経過措置の適用はない。

なお、契約期間の中途において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等によって消費税及び地方消費税相当額に変動が生じた場合には、特段の変更手続きを行うことなく、改正後の税率を適用したものをして貸付料とする。

(物件の引渡し)

第9条 甲は第4条第1項に定める貸付期間の初日に、第2条に定める貸付物件を現状有姿で乙に引き渡したものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、引き渡された貸付物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、既往の貸付料の減免、損害賠償及び修繕費等の請求をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

(貸付物件の一部滅失)

第11条 甲は、貸付物件が乙の責めに帰することのできない事由により滅失し、又はき損した場合は、滅失し、又はき損した部分にかかる貸付料として、甲が認める金額を減免する。

(使用上の制限)

第12条 乙は、貸付物件を第3条に定める使用目的及び利用計画以外の用途に使用し、又は第三者に使用させてはならない。ただし、甲が類似使用の範囲内として事前に承認した場合は、その範囲内の使用をすることができる。

- 2 乙は、貸付物件に建物又は工作物を建設する等貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、やむを得ない理由により仮設物を建設するなど現状変更等をしようとする場合は、事前に現状変更等をしようとする理由及び当該現状変更等の計画を書面により申請し、甲の承認を得なければならない。
- 3 前2項に定める甲の承認は、書面によるものとする。
- 4 乙は、甲が貸付物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。
- 5 乙は、貸付物件の使用にあたっては、近隣住民の迷惑とならないよう、十分な配慮をしなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 乙は、甲の承認を得ないで貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等をしてはならない。

- 2 乙は、貸付物件上の仮設物などに賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。
- 3 前1項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(物件の保全義務等)

第14条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件の維持保全につとめなければならない。

- 2 乙は、貸付物件が乙の責めに帰すべき事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代って賠償の責めを果した場合は、乙に求償することができるものとする。
- 3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(実地調査等)

第15条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、乙に対しその業務又は資産の状況について質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料の提出その他報告を求めることができる。この場合においては、乙は調査等に協力しなければな

らない。

- (1) 貸付料の納付がない場合
- (2) 第12条、第13条及び前条第1項又は第2項に定める義務に違反した場合
- (3) その他甲が必要と認める場合

(違約金)

第16条 乙は、第4条第1項に定める貸付期間中であって、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならぬ。

- (1) 第14条又は前条に定める義務に違反した場合

　　貸付物件の時価の3%に相当する額

- (2) 第3条、第12条又は第13条に定める義務に違反した場合

　　貸付物件の時価の9%に相当する額

2 前項に定める違約金は違約罰であって、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務又は制限等に違反した場合

(2) 貸付物件を甲において公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合（地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の5第4項）

- (3) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、乙が次に掲げる者であることが判明したとき。

ア 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

- (4) 甲は、第12条第2項の規定により現状変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときの当該部分

2 乙は、第4条に定める貸付期間中の貸付料を全額納付した場合は、第4条第1項に定める貸付期間にかかわらず、何時にもこの契約を解除することができる。

(原状回復)

第18条 乙は、第4条第1項に定める貸付期間の満了日又は前条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除したときは甲の指定する期日までに、通常の使用に伴い生じた貸付物件の損耗及び経年変化を除き、貸付物件を原状に回復し、甲の立会い及び確認を得て返還しなければならない。

(貸付料の精算)

第19条 甲は、第17条第1項第2号及び第4号の規定により、この契約が解除された場合は、未経過期間にかかる貸付料を返還する。ただし、その額が1,000円未満の場合はこの限りでない。

(損害賠償等)

第20条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は第17条第1項第2号の規定に基づきこの契約が解除された場合において、損失が生じた場合は、地方自治法第238条の5第5項の規定に基づきその補償を請求することができる。
- 3 乙は、第4条第1項に定める貸付期間が満了したとき又は第17条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を貸付期間の満了日又は甲が指定する期日までに返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、甲の定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料額の3倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

(有益費等の放棄)

第21条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了し、又は第17条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に関し疑義がある場合、又はこの契約に定めのない事由が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第24条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印した上、各自その1通を保有する。

令和　年　月　日

貸付人（甲）　　横浜市中区本町6丁目50番地の10
　　　　　　横浜市
契約事務受任者
　　　　　　横浜市道路局長　　〇〇　〇〇

借受人（乙）

貸付範囲図面添付

公 有 財 産 返 還 届

令和 年 月 日

横 浜 市 長

〒

住所

氏名

(法人の場合は
法人名及び代表者名)

担 当 者

T E L

メ ー ル

令和 年 月 日に締結した公有財産賃貸借契約第〇条の規定に基づき、貸付
物件を原状に回復し、貴市の立会及び確認を得て返還します。

財産の所在及び区分	
財 产 の 数 量	m ²
貸 付 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
返 還 日	令和 年 月 日
立会い及び確認年月日	令和 年 月 日
添 付 資 料	現況写真

募集要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先

貸付に関する問い合わせ先は次のとおりです。

所 在	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（横浜市庁舎22階）
担 当 部 署	横浜市道路局計画調整部事業推進課
電 話 番 号	045-671-3532（直通）
E メ 一 ル	do-yochikatsuyo@city.yokohama.lg.jp
受 付 時 間	祝日・休日・年末年始を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで (ただし、正午から午後1時までを除く)
備 考	・募集要項は、横浜市道路局ホームページに掲載します。 URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri_senyo/shisankatsuyo/kashitsuke-kobo.html